

## 【表紙】

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 【提出書類】                | 訂正発行登録書   |
| 【提出先】                 | 関東財務局長  |
| 【提出日】                 | 2024年11月8日  |
| 【会社名】                 | 東京センチュリー株式会社  |
| 【英訳名】                 | Tokyo Century Corporation   |
| 【代表者の役職氏名】            | 代表取締役社長 馬場 高一   |
| 【本店の所在の場所】            | 東京都千代田区神田練堀町3番地   |
| 【電話番号】                | 0570-084390(代表)   |
| 【事務連絡者氏名】             | 財務部長 原田 敦   |
| 【最寄りの連絡場所】            | 東京都千代田区神田練堀町3番地   |
| 【電話番号】                | 0570-084390(代表)   |
| 【事務連絡者氏名】             | 財務部長 原田 敦   |
| 【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 | 社債  |
| 【発行登録書の提出日】           | 2024年2月16日  |
| 【発行登録書の効力発生日】         | 2024年2月25日  |
| 【発行登録書の有効期限】          | 2026年2月24日  |
| 【発行登録番号】              | 6 - 関東1   |
| 【発行予定額又は発行残高の上限】      | 発行予定額400,000百万円   |
| 【発行可能額】               | 360,000百万円<br>(360,000百万円)<br>(注)発行可能額については、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段( )書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。 |
| 【効力停止期間】              | この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2024年11月8日(提出日)であります。   |
| 【提出理由】                | 臨時報告書を2024年11月8日に関東財務局長に提出いたしました。この臨時報告書の提出により、当該書類を2024年2月16日付で提出した発行登録書の参照書類といたします。           |

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

東京センチュリー株式会社 大宮支店

(埼玉県さいたま市大宮区錦町682番地2)

東京センチュリー株式会社 横浜支店

(神奈川県横浜市西区北幸二丁目8番4号)

東京センチュリー株式会社 名古屋営業部

(愛知県名古屋市中区栄二丁目1番1号)

東京センチュリー株式会社 関西営業第一部

(大阪府大阪市中央区本町三丁目5番7号)

(2024年10月1日より大阪営業部は上記に改称しております。)

(注) 従前、縦覧場所でありました東京センチュリー株式会社 神戸支店(兵庫県神戸市中央区三宮町二丁目5番1号)は2024年10月1日より上記の関西営業第一部と同一の場所に移転したため、縦覧に供する場所には記載をしておりません。

**【訂正内容】**

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載の通りであります。